

## 講義

# 民生委員児童委員の 歴史と基本的役割

- 1 100年を紡いだ民生委員の歴史
- 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ
- 3 民生委員児童委員の基本的な活動
- 4 民生委員児童委員協議会について
- 5 その他活動の留意点

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

## 1 100年を紡いだ民生委員の歴史

2 民生委員児童委員の法的な位置づけ




3 民生委員児童委員の基本的な活動

4 民生委員児童委員協議会について

5 その他活動の留意点

# 1 100年を紡いだ民生委員の歴史

## (1) 濟世顧問制度、方面委員から民生委員児童委員へ

<b>濟世顧問制度</b> <b>則闕(そつけつ)主義</b> 適任者がいなければ欠員のまま	<b>必置主義</b> 方面に必ず委員を置く	<b>方面委員制度</b>	
<p>1917年(大正6年)5月12日 <b>濟世顧問設置規程</b>公布</p> <p>笠井信一岡山県知事によって創設された貧民救済制度。 濟世顧問は「防貧事業」を遂行し、「貧民の良き友」であって、自立の方法を指導する者であると同時に、「貧困による社会上の悲劇を根絶」し、「地方改良の事業を促進」させて、社会の基礎を固めるものと説明している。</p> <p>民生委員制度の起源とされ、濟世顧問設置規程の公布日である<b>5月12日</b>を、「<b>民生委員・児童委員の日</b>」としている(全民児連)。※令和6年、記念日登録</p>	 笠井信一知事	<p>1918年(大正7年)10月7日 <b>大阪府方面委員規程</b>公布</p> <p>林市蔵大阪府知事が、府救済事業指導囑託であった小河滋次郎博士の協力を得て創設した制度。「方面」とは「地域」のことを意味し、方面委員は、担当する地域の状況を調査把握し、「救済」が必要な人と「救済」機関をつなぐことが職務とされた。大正10年時点で、方面数39、委員数758名。</p> <p>現在の民生委員制度の原型とされ、必置主義であったため、後に全国的な広がりを見せた。</p>	 林市蔵知事   小河滋次郎博士



# 1 100年を紡いだ民生委員の歴史

## ◇全国的な普及と民生委員制度に至る流れ

※北海道では…  
大正11年(1922年)4月に保導委員設置規程を公布。昭和6年(1931年)12月に保導委員を廃止し、北海道方面委員規程を制定。



## (2) 民生委員児童委員の運動が社会に与えた影響

### EPISODE 1 民生委員と赤い羽根共同募金運動

明治39年(1906年)に大阪毎日新聞が「歳末同情募金」を集めたのが始まりとされており、その後、方面委員が中心となって、全国的に「歳末同情募金」運動を展開。以来、方面委員(民生委員)は、共同募金運動の中心的な役割を担っている。



第1回共同募金運動

#### 昭和22年(1947年) 第1回共同募金運動実施

##### 【時代背景】

昭和22年(1947年)当時、戦前に6,700あった民間の社会福祉施設は戦災などで3,000あまりに減少。GHQにより公私分離の原則が打ち出され、憲法89条により民間社会福祉事業に対する公的補助が不可能に。

公費による支援が打ち切られたことから、共同募金による資金支援は大きな役割を果たした。

第1回共同募金運動の募金総額は約5億9,000万円。

現在の貨幣価値に換算すると、約1,200億円～1,500億円と言われる。



### EPISODE 2 世帯更生運動と生活福祉資金貸付制度

昭和26年(1951年) 岡山県で「民生委員一人一世帯自立更生運動」を実施

昭和27年(1952年) 第7回全国大会(滋賀県大津市)

→民生委員一人一世帯更生運動の実践  
申し合わせ

#### 運動の効果

- ①大部分の市町村で法外援助資金(たすけあい資金)を設置
- ②心配ごと相談所の設置などによる組織的な相談活動の強化
- ③地域の社会福祉に対する向上
- ④低所得者に対する融資制度の創設促進

→昭和30年(1955年)「世帯更生資金貸付制度創設」

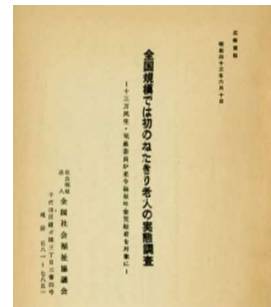
※現在の「生活福祉資金貸付制度」



## EPISODE 3 全国モニター調査

## 昭和43年(1968年) 「居宅ねたきり老人の実態調査」

→調査の結果、70歳以上の寝たきり高齢者が全国で20万人以上いることを明らかに。この調査を契機に、厚生省が重点施策の重要な柱として、「寝たきり高齢者対策」を掲げるなど、在宅福祉施策の充実にも大きな影響を与えた。



## 昭和48年(1973年) 「孤独死老人追跡調査」

→ひとり暮らし高齢者の厳しい生活状況を明らかにした。この結果を受け、昭和48年には、①近隣住民による日常協力体制の確立、②孤立する高齢者への福祉サービスの充実、を目標に「孤独死老人ゼロ運動」を全国的に展開。



- 1 100年を紡いだ民生委員の歴史
- 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ
- 3 民生委員児童委員の基本的な活動
- 4 民生委員児童委員協議会について
- 5 その他活動の留意点



### (1) 民生委員児童委員とは

	関係法令	活動てびき
▶ 地域の中から選任される	民生委員法第5条	47ページ
▶ 厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員	地方公務員法第3条第3項第2号	51、53ページ
▶ 児童委員を兼ねる	児童福祉法第16条	66ページ
▶ 市町村ごとに人数（定数）が決められている	民生委員法第4条 北海道民生委員定数条例	73ページ
▶ 任期は3年で再任も可能	民生委員法第10条	57ページ
▶ 無給のボランティア ※活動費は支給される	民生委員法第10条	52、57ページ
▶ 職務上の地位を政治目的への利用禁止	民生委員法第16条	52、58ページ
▶ 守秘義務がある	民生委員法第15条	51、58ページ
▶ 民生委員は区域をもって活動	民生委員法第13条	58ページ
▶ 主任児童委員は区域をもたず、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当	民生委員法第13条 児童福祉法第17条第2項	66ページ



☞ 参照：活動のてびきP.156

## 互助共済制度給付内容

民生委員児童委員互助共済制度給付内容一覧(令和7年12月1日現在)

種類	北海道	全国	
死亡弔慰金	(1)公務死亡	100,000円以内	100,000円～200,000円
	(2)一般死亡	30,000円	30,000円
	(3)配偶者死亡	10,000円	10,000円
傷病見舞金	(1)公務傷害	100,000円以内	20,000円～150,000円
	(2)公務疾病	100,000円以内	20,000円～150,000円
	(3)一般傷病	・1か月(31日)以上2か月未満 8,000円 ・2か月(61日)以上 10,000円	・1か月(31日)以上2か月未満 8,000円 ・2か月(61日)以上 10,000円
災害見舞金	・全壊・大規模半壊・中規模半壊 100,000円 ・半壊・準半壊 50,000円	・全壊・大規模半壊・中規模半壊 100,000円 ・半壊・準半壊 50,000円	
退任慰労金		・在任期間3年を超える9年未満 3,000円 ・在任期間9年以上15年未満 5,000円 ・在任期間15年以上 7,000円 ※在任期間3年を超える退任者を対象とする。(死亡退任を除く)	



# 民生委員児童委員活動保険

## 民生委員・児童委員活動保険補償内容（令和7年4月1日現在）

●委員本人のケガの補償

保険金の種類	補償金額(保険金額)	
死亡保険金	1,200万円	
後遺障害保険金	504万円～1,200万円	
入院保険金日額	6,500円	
通院保険日額	4,000円	
手術 保険金	入院中の手術	65,000円
	外来の手術	32,500円

●委員本人が責任を負う賠償事故の補償

保険金の種類	補償金額（保険金額）
賠償責任保険	5億円（限度額）

●個人情報の漏えいに関する補償

保険金の種類	補償金額（保険金額）
賠償責任保険	50万円（限度額）
見舞品購入費用	5万円（限度額） ※1 被害者500円程度

●委員活動に起因して活動対象者等から不法行為を受けたときの補償

保険金の種類	補償金額（保険金額）		
建物等の損害に 対する見舞金	活動対象者等に放火されて自宅が全損したとき	100万円	
	活動対象者等に自宅の一部が壊されたとき	5万円	
	活動対象者等に自宅内の家財が盗まれたり壊されたりしたとき	1万円	
家族等のケガに 対する補償	活動対象者等に暴力を振るわれて、委員の家族等*が怪我をしたとき *民生委員本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子になります。	死亡弔慰金	100万円
		入院見舞金	10万円
		通院見舞金	3万円

※全社協発行のパンフレットより抜粋

その他民生委員・児童委員活動保険の詳細は、毎年全民児連（全社協）が発行する保険に関するパンフレットで確認してください。



## 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ

### (2) 民生委員の任務

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって**社会福祉の増進に努めるもの**とする。

法律では、民生委員の任務を

# “社会福祉の増進”

民生委員活動の  
起点、出発点

としている。



## 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ

### (3) 民生委員の心構え

第2条 民生委員は、常に、**人格識見の向上**と、その職務を行う上に**必要な知識及び技術の習得**に努めなければならない。

つまり、法律では、

**人がらや物事を正しく判断する力を磨き、活動のための知識・技術を身につけてください。** といっている。



民生委員法第18条  
都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。



## 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ

### (4) 民生委員児童委員の職務内容

#### ① 民生委員の職務（民生委員法）

法的根拠	実際の活動
<p>第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。</p> <p>二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ<b>自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助</b>を行うこと。</p> <p>三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために<b>必要な情報の提供その他の援助</b>を行うこと。</p> <p>四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は<b>社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援</b>すること。</p> <p>五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の<b>業務に協力</b>すること。</p> <p>2 民生委員は、前項の職務を行なうほか、必要に応じて、<b>住民の福祉の増進を図るための活動</b>を行う。</p>	<p>訪問活動、世帯票作成、マップづくりなど 相談支援活動など</p> <p>関係機関等の情報提供、チラシの配布など</p> <p>専門職への橋渡し、福祉イベント協力、街頭啓発参加、調査協力など</p> <p>要保護世帯の発見や連絡、虐待の通告など</p> <p>地域行事参加、サロン活動、安全パトロール、防災合同訓練など</p>



## 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ

### ②児童委員の職務（児童福祉法）

法的根拠	実際の活動
<p>第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。</p> <p>二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。</p> <p>三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。</p> <p>四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。</p> <p>五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。</p>	<p>訪問活動、世帯票作成、マップづくりなど</p> <p>相談支援活動など</p> <p>関係機関等の情報提供、チラシの配布など 専門職への橋渡し、イベント協力</p> <p>要保護児童の発見や連絡、虐待の通告、行政への協力など</p> <p>街頭啓発、札幌リボン運動など</p> <p>地域行事参加、サロン活動、安全パトロールなど</p>



## 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ

### ③主任児童委員の職務（児童福祉法）

主任児童委員とは…  
子どもや子育てに関する支援を専門に担当する（主に任ずる）民生委員児童委員を指します。

法的根拠	実際の活動
<p>第17条 （略）</p> <p>2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員であるものを除く。以下この項において同じ。）と連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。</p> <p>3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。</p>	<p>関係機関と児童委員との連絡調整 （子育てサロンや調査など）</p> <p>個別支援活動など</p>

#### 【トピックス】主任児童委員も民生委員児童委員 民生委員児童委員委嘱 → 主任児童委員指名

児童福祉法第16条第2項で、「民生委員は児童委員に充てられたものとする」と定めています。これが「児童委員」の兼職の根拠となりますが、さらに、第16条第3項では、「児童委員のうちから、主任児童委員を指名する」を定めています。

つまり、主任児童委員も民生委員児童委員であるということです。ただ、主任児童委員は、民生委員法第13条に規定される「担当の区域」をもっていない点が、他の民生委員児童委員と大きく異なる点になります。なお、主任児童委員の活動エリアは、所属する単位民児協のエリアになります。



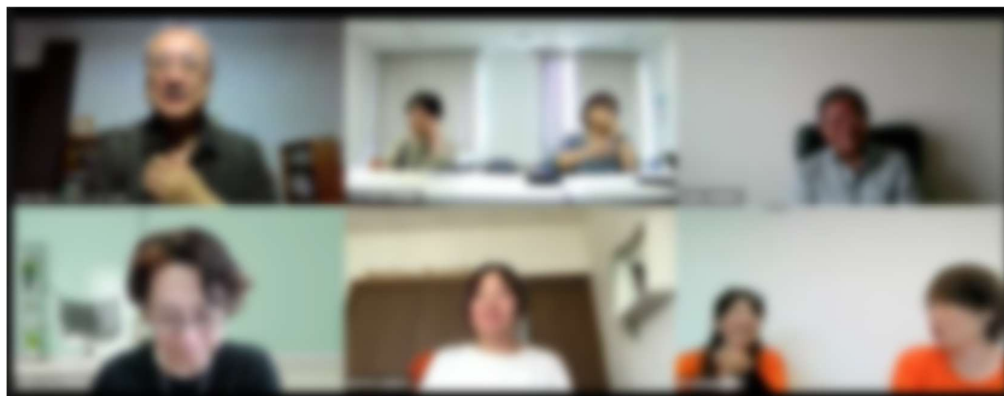
## 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ

### 主任児童委員へ向けた道民児連の取り組み

#### 道民児連おしゃべりサロン(オンライン)の実施

- ・全道の主任児童委員の孤立防止、仲間づくり、きずなづくりをコンセプト
- ・対面研修の代替手段ではないICTを駆使した  
“主任児童委員活動を支える新しい仕組みづくり”

令和7年度は3回実施 + 令和8年2月18日(水)にオンラインセミナー開催



オンラインサロンの様子(Zoom画像)



## 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ

大切なこと・・・

民生委員の活動は多岐にわたるが、

**「できる範囲で、できることをする」**

のが基本！



決して**無理はしない**こと



- 1 100年を紡いだ民生委員の歴史
- 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ
- 3 民生委員児童委員の基本的な活動**
- 4 民生委員児童委員協議会について
- 5 その他活動の留意点

### 3 民生委員児童委員の基本的な活動

民生委員児童委員は、住民の**身近な相談相手**として、**関係機関へのつなぎ役**や、**地域の見守り役**として大きな期待が寄せられています。



子どもの登下校時に見守りや声かけを行ないます。子どもにとって地域の身近なおじさん、おばさんとなり、時には悩みごとの相談にものります。

高齢者や子育て家庭の居場所づくりや仲間づくりのため、公民館などでの「サロン活動」の運営に協力しています。

地域の課題や住民支援に協力して取り組むため、行政機関や関係者と定期的に打合せを行います。

ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭など、地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談にのります。

消防団や自主防災組織などと協力し、災害に備えたまちの危険箇所の点検や避難訓練などに協力しています。



見つける



つなぐ



みまもる

#### 道内民児協の活動事例



地域のつながりを高める活動として  
高齢者の集いを開催  
(滝川市)



関係機関と共催イベント実施時に  
警察による交通安全、防犯啓発  
(函館市)



小学校通学路での声かけ運動  
(北広島市)



- 1 100年を紡いだ民生委員の歴史
- 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ
- 3 民生委員児童委員の基本的な活動
- 4 民生委員児童委員協議会について**
- 5 その他活動の留意点



## 4 民生委員児童委員協議会について

### (1) 民児協の設置

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、**民生委員協議会を組織しなければならない。**

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情があるときの外、**市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもって1区域としなければならない。**

#### ■北海道内の法定単位民児協（札幌市を除く） 令和7年12月1日時点

【市】	<b>275</b> 民児協	=	計 <b>419</b> 民児協
	※複数設置可		
【町村】	<b>144</b> 民児協		
	※原則ひとつだけ		



## 4 民生委員児童委員協議会について

### (2) 民児協の任務

- 第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。
- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
  - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
  - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の行政機関との連絡に当たること。
  - 四 必要な資料及び情報を集めること。
  - 五 民生委員をして、その職務に必要な知識技術を習得させること。
  - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して**必要と認める意見を関係各庁に具申**することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市長村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

**民生委員の意見具申は法律で認められている**



## (3) 民児協の性格

連絡調整の場

情報共有

研修・研究の場

スキル向上

活動経験を  
交流する場  
(定例会開催)

連携強化



研修会の様子（江差町）



他県の民児協との交流も（中標津町）

民生委員制度創設100周年記念パネル展等、公開の承諾をいただいた写真等を使用しています。



- 1 100年を紡いだ民生委員の歴史
- 2 民生委員児童委員の法的な位置づけ
- 3 民生委員児童委員の基本的な活動
- 4 民生委員児童委員協議会について
- 5 **その他活動の留意点**

## 5 その他活動の留意点

### (1) 守秘義務

#### 民生委員法第15条

民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、**その身上に関する秘密を守り**、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

- ▶ 民生委員は非常勤特別職の地方公務員であるため、**個人情報保護法の適用は受けない**が、民生委員法**第15条において守秘義務**が課せられている。
- ▶ 民生委員は多くの個人情報を保有するため、**個人情報が記載された書類等の厳重な管理**が求められる。

但し、ここでいう守秘義務は、自分を除くすべての第三者に情報提供を行うことを禁じているものではない。

⇒民生委員は「**つなぎ役**」としての役割がある。



## 5 その他活動の留意点

### (2) 災害に備える民生委員活動の基本的な考え方

- 1 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保を最優先する
- 2 災害の備えは日ごろの活動の延長上にあることを意識する
- 3 地域において支援を必要とする人に、必要な支援がもれることなく届くように配慮する



災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【令和7年度版】より抜粋



個人や民児協での学びに、動画を活用してみませんか？

# 研修・活動動画のご案内



パソコン、スマートフォン、タブレットからアクセスOK！

北海道民生委員児童委員連盟（道民児連）にて作成した研修・活動動画を本連盟ホームページ内にアップロードしています。委員個人または民児協単位で活動環境を整備し、皆さまの研修機会の確保を図っています！

## アクセス方法

- ①道民児連ホームページ内の「研修・活動動画」をクリック
- ②パスワード入力画面で＜2181＞を入れると動画一覧が表示されます！

こんな動画があります！（一例）

※令和7年12月現在

子ども  
関係

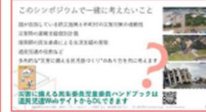
## 道内の子どもに関わる 活動事例から学ぶ



道内の児童委員、主任児童委員に、各地域で取り組まれている実践について発表をいただいた内容を収録しています。

防災  
関係

## 災害に備える民児協体制を 今一度見つめ直す



根拠東部地震を振り返り、避難所や在宅避難者への生活支援の実態や苦労、地震を経験して得た教訓、民児協が変わったことなどについての発表内容を収録しています。

マップ  
関係

## 住民支え合いマップを軸とした 班活動の実践



住民支え合いマップの取り組みを進めている富良野市民児協の実践発表。その仕組みに至った苦労や背景についての発表を収録しています。

民児協活動  
関係

## 旭川市小学生「民生委員・児童委員」 作文コンテスト



小学生が作文コンテストを通じて、「支え合い 住みよい地域」づくりについて理解を深めるとともに、豊かで楽しい生活を送ることができるよう実践。表彰式、入賞作品の朗読場面等を収録しています。

ホームページには動画以外にも様々な資料データ等をアップロードしています。  
是非ご活用ください。